

三重県監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）第7条第1項の規定に基づき、令和5年度監査等執行計画を次のとおり定める。

令和4年12月20日

三重県監査委員	伊藤	隆
三重県監査委員	東	豊
三重県監査委員	廣	耕太郎
三重県監査委員	内田	典夫

令和5年度監査等執行計画

第1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、食料、エネルギー価格等の高騰や円安の進行による物価の上昇が、県民生活や社会経済活動に大きな影響を与えています。引き続き医療提供体制等の整備を実施するとともに、物価高騰に対する県民の生活支援、事業者への事業継続支援対策等を迅速かつ効果的に実施していくことが求められています。また、本県の人口減少対策については、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」により施策を展開してきましたが、令和2年の国勢調査結果では5年間の減少率が過去最大となり、自然減対策と社会減対策の両輪による総合的かつ効果的な対策が進められようとしています。

令和5年度は、長期ビジョン「強じんな美し国ビジョンみえ」及び中期戦略計画「みえ元気プラン」の本格的なスタートの年であることから、将来世代を含めた県民の皆さんが元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域を創りあげるとともに、三重の強みや魅力を生かし、三重の未来につなげるための取組が求められています。

一方、行財政運営については、本県の財政状況は改善傾向にありますが、引き続き高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加などにより、義務的経費が今後も高い水準で推移することが見込まれることから、多様な財源確保や経常的な支出の抑制等を図ることにより、持続可能な財政運営基盤を確保することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、適切な行財政運営や県民の信頼の確保に向けて、引き続き、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、過去に例を見ないような不適切な事務処理事案が発生していることから、サービス規律違反や不適切な事務処理で県民の信頼を著しく損なう重大な事案については、コンプライアンスの徹底を促すという観点で監査等を行います。

また、内部統制制度に依拠し、効率的かつ効果的に監査等を実施するために、各種監査等との有機的な連携と調整を図っていきます。

第2 実施計画

1 定期監査

(1) 執行方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、

最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査を実施します。

また、令和 4 年度定期監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握するとともに、令和 3 年度及び 4 年度包括外部監査結果の対応状況についても併せて確認します。

(2) 対象年度

対象年度は、原則として令和 4 年度とします。

(3) 対象箇所

ア 本庁

(ア) 三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）第 2 条第 1 号に定める部局等における課等

(イ) 三重県企業庁組織規程（平成 14 年三重県企業庁管理規程第 1 号）第 2 条第 1 項に定める課

(ウ) 三重県病院事業庁組織規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 1 号）第 3 条第 1 項第 1 号に定める課

イ 地域機関

(ア) 三重県会計規則第 2 条第 2 号に定める所

(イ) 三重県企業庁組織規程第 9 条第 2 項別表に定める事業所

(ウ) 三重県病院事業庁組織規程第 3 条第 1 項第 2 号に定める県立病院

(4) 実施時期

ア 事務局予備監査

(ア) 実地監査

a 地域機関 令和 5 年 1 月下旬から 6 月中旬まで

b 本庁

(a) 企業庁・病院事業庁・県土整備部（流域下水道関係に限る。）

令和 5 年 6 月中旬から 6 月下旬まで

(b) 知事部局等 令和 5 年 6 月上旬から 7 月下旬まで

(イ) 書面監査 令和 5 年 2 月下旬から 8 月下旬まで

イ 委員監査

(ア) 実地監査

a 地域機関 令和 5 年 4 月上旬から 8 月上旬まで

b 本庁

(a) 企業庁・病院事業庁・県土整備部（流域下水道関係に限る。）

令和 5 年 7 月下旬

(b) 知事部局等 令和 5 年 8 月中旬から 9 月中旬まで

(イ) 書面監査 令和 5 年 9 月中旬から 10 月上旬まで

(5) 実施体制（方法）等

実施体制は、次のとおりとし、実施方法の詳細については、「令和 5 年度定期監査実施要領」を別に定めます。

ア 総括本監査

本庁各部局等（知事部局、出納局、議会事務局、各種委員会事務局、警察本部、企業庁、病院事業庁）の長等に対し、本庁各課等及び地域機関で実施した予備監査の結果等を基に、監査委員が総括的に監査を実施します。

イ 本監査

地域機関の長に対し、予備監査の結果等を基に、監査委員が監査を実施します。

ウ 事務局予備監査

本庁各課等及び地域機関の担当者に対し、監査提出資料等を基に、事務局職員が、総括本監査及び本監査に先立つ調査を実施します。

2 行政監査

(1) 執行方針

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査を実施します。

(2) 対象年度、対象箇所、実施時期、実施体制（方法）等

定期監査の中で、総合的かつ一体的に実施することとします。

3 財政的援助団体等監査

(1) 執行方針

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて監査します。

(2) 対象年度

原則として令和4年度とし、必要に応じ3年度以前に実施した事業等も対象とします。

(3) 対象団体

別に定める「令和5年度財政的援助団体等監査実施要領」の「財政的援助団体等に係る監査対象団体選定基準」に基づき、県の関与度が高い団体等を重点的に選定します。

(4) 実施時期

令和5年11月から6年2月まで

(5) 実施体制（方法）等

実施体制は、次のとおりとし、実施方法の詳細については、「令和5年度財政的援助団体等監査実施要領」を別に定めます。

ア 委員監査

予備監査の結果等を基に、監査委員が監査を実施します。

イ 事務局予備監査

監査提出資料等を基に、事務局職員が、委員監査に先立つ調査を実施します。

4 決算審査

(1) 審査対象

- ア 知事から審査に付される令和4年度三重県歳入歳出決算
 - (ア) 一般会計及び特別会計
- イ 知事から審査に付される令和4年度三重県公営企業会計決算
 - (ア) 水道事業会計
 - (イ) 工業用水道事業会計
 - (ウ) 電気事業会計
 - (エ) 病院事業会計
 - (オ) 流域下水道事業会計

(2) 実施時期

- ア 歳入歳出決算 令和5年6月から10月まで
- イ 公営企業会計決算 令和5年6月から9月まで

(3) 実施体制（方法）等

実施体制は、次のとおりとし、実施方法の詳細については、「令和4年度三重県歳入歳出決算審査実施要領」及び「令和4年度三重県公営企業会計決算審査実施要領」を別に定めます。

ア 委員審査

予備調査の結果等を基に、監査委員が審査を実施します。

イ 事務局予備調査

歳入歳出決算審査提出資料を基に、事務局職員が、委員審査に先立つ調査を実施します。

5 例月出納検査

(1) 検査対象

- ア 一般会計及び特別会計
- イ 公営企業会計
 - (ア) 水道事業会計
 - (イ) 工業用水道事業会計
 - (ウ) 電気事業会計
 - (エ) 病院事業会計
 - (オ) 流域下水道事業会計

(2) 実施時期

毎月下旬

(3) 実施体制（方法）等

毎月の現金等の出納について、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかの検査を、原則として、一般会計及び特別会計については5月及び8月に、公営企業会計については5月及び7月に監査委員が実地検査を行い、その他の月については書面検査とします。

なお、一般会計及び特別会計については検査実施月の2月前、公営企業会計については1月前の状況を検査します。

6 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

(1) 審査対象

知事から審査に付される令和4年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 実施時期

令和5年6月から10月まで

(3) 実施体制（方法）等

歳入歳出決算及び公営企業会計決算に係る健全化判断比率等の審査実施要領を別に定めます。

なお、将来負担比率に係る地方公社や第三セクター等に関する審査については、必要に応じて、対象団体の協力のもとで併せて実施します。

7 内部統制評価報告書審査

(1) 審査対象

知事等から審査に付される令和4年度内部統制評価報告書

(2) 実施時期

令和5年6月から10月まで

(3) 実施体制（方法）等

実施体制は、次のとおりとし、実施方法の詳細については、「令和5年度三重県内部統制評価報告書審査計画」を別に定めます。

ア 委員審査

予備調査の結果等を基に、監査委員が審査を実施します。

イ 事務局予備調査

内部統制評価報告書等を基に、事務局職員が、委員審査に先立つ調査を実施します。

8 その他

(1) 監査委員は、必要があると認めるときは、随時監査（地方自治法第199条第5項の規定による監査をいう。）を実施します。

(2) 監査委員は、必要があると認めるときは、指定金融機関等監査（地方自治法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査をいう。）を実施します。

(3) 監査委員は、会計管理者等に対し、指定金融機関等に対する検査の結果についての報告（地方自治法施行令第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令第22条の5第3項の規定による報告をいう。）を求めます。